

# 令和5年度 新制度 安曇野市空家活用補助金

空家・空家跡地活用による地域活性化を促進

(安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金)

## 事業実施者が多様



### 【補助事業の実施者】

- ・登記上の所有者（個人、任意団体の代表者等、法人〈民間業者〉）
- ・賃貸借等契約者（登記上の所有者から10年を超える期間、借りているもの）
- ・除却する特定空家等の土地の所有者（土地活用に限る）



地域のための活用  
【空き家・土地】

10年間活用



空家を生かす  
ひとがつながる



持続可能なまちづくり

## Point !!

## 地域活性化が要件

### 【目的】

- ・空家：交流や関係人口の創出と共に地域住民コミュニティの維持や増進につながる持続可能なまちづくりに資する活用に供する事
  - ・土地：地域住民の交流の場となる公園等や地域に開放する公的駐車場など公益性の高い用途で活用するための土地整備を行うもの
- ※実施する区（区長）への説明が必要。

## 【メニュー1】 空き家の活用

### 【空き家活用の用途】

#### 活用の例

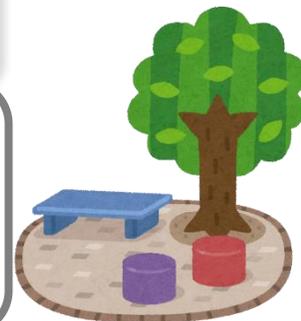
- ・ゲストハウス
  - ・コワーキングスペース
  - ・移住希望者体験宿泊施設
  - ・交流施設（地域活動、コミュニティスペース、地域イベント）
  - ・体験学習施設
  - ・創作活動施設、文化施設
  - ・観光交流拠点施設 など
- ※多数の方が利用可能であること。

## 【メニュー2】

## 空き家除却後の土地活用

### 【土地活用の用途】

- ・地域交流の場となる公園（ポケットパーク）
- ・災害時の避難場所
- ・地域で利用できる駐車場



## 補助金額（申請年度内に完了）

空き家・土地活用ともに  
（メニュー1・2共通）

補助率 3分の2  
補助上限額 240万円



問合せ：安曇野市市民生活部 移住定住推進課 空家活用係  
（直通）0263-71-2011 （Mail）akiya@city.azumino.nagano.jp

# 事業申請の イメージ

## 【重要】

補助金交付申請の前に必ず確認して下さい。  
※空家（住宅）の用途を変更する場合、必要な手続きがあります。

～事業実施の前年度

事業実施年度

9月 事業要望

予算要求  
国庫補助要望

6月 申請受付

事前相談  
★空家活用係

手続きの確認  
★開発調整係

届出・申請・許認可等

全体工事の調整

補助金申請～実績報告

### 活用したい空家の選定

- 市空き家バンクの活用
  - 空家活用登録制度の活用
- など

### 要確認

- 建築住宅課 開発調整係へ
- 都市計画法の確認
  - 安曇野市の適正な土地利用に関する条例の手続き確認

次年度事業実施を希望する場合 9月中旬まで要望すること

### その他 関係法令の許認可等

- 建築基準法
  - 消防法
  - 旅館業法
  - 住宅宿泊事業法
- 他関連法令

### 補助対象事業とする工事範囲の調整

- 補助対象内・対象外の工事
- \* 事前工事・事業完了後の追加工事

補助金申請受付の開始は国からの補助金交付決定後となるため 6月下旬以降の予定となります

### 補助金交付申請 \*申請年度内に完了

- 空家活用事業
- 土地活用事業

### 補助金実績報告

- 空家活用事業 \*年度内に報告する
- 土地活用事業 \*翌年度末までに使用開始すること